

全町民に「マイナンバー」

～連載第1回 マイナンバーって何だろう?～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



前月号でお知らせした「マイナンバー制度」。今月号から、連載でその詳細をお伝えしていきます。マイナンバー制度の公式キャラクター「マイナちゃん」に説明してもらいましょう。今月号は、「マイナンバーって何だろう?」です。

①自分のマイナンバーはいつわかるの?

マイナンバーは、今年10月から、住民の皆さんにお知らせするよ。
マイナンバーは12桁の数字なんだけど、この番号は一生使うことになるから大切にね。



②マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの?



マイナンバーは、平成28年1月から使うようになるよ。
何に使うかと言うと、社会保障や、税、災害対策の分野だね。
国の機関や役場などで年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続をする時、申請書等にマイナンバーを記入するようになるよ。
他にも、税や社会保障の手続きのため、勤務先や保険会社などにもマイナンバーの提出を求められることがあるよ。

そして、民間企業でもマイナンバーが必要になってくるよ。民間企業では、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続や、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしてるけど、それらの手続を行うためにマイナンバーが必要なんだ。だから、企業や団体にお勤めの方は、勤務先にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があるんだよ。

③マイナンバーは自由に使っているの?

何でもかんでもマイナンバーを使って良いと言う訳ではないんだよ。社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供することで、法律で決まっているんだ。むやみに他人にマイナンバーを教えたら駄目だよ。

もし、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になるよ。大事な個人情報だからね。
「個人情報 leaked たりしないか」、「他人の成りすましがいるんじゃないか」など、不安になってくるよね。それでは来月、個人情報の管理についてお話をするね。



はじめまして

マイナちゃん! vol.1



Jyumin

マイナちゃんの解説、いかがでしたでしょうか? もっと詳しく知りたい人は、内閣官房のホームページやコールセンターをご利用ください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター：日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター：外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>